

【用語】勢多郡津久田村—勢多郡赤城村 差渡—直径、ここでは水車の水輪の直径 運上—商工・漁獵などの営業者に課した雑年貢 年季明—契約期間の終わること 運々—物事の長く続くさま 難儀—苦しみ、困難 至極—この上なく、きわめて 永辻—金納の年貢の合計 繼年—契約期間を継続する 矢島藤藏—幕府代官

【解説】水車には動力用と灌漑用の二種類がある。このうち精米や製粉に利用される動力水車が上野国内の各地に普及するようになるのは、江戸時代中期以降のことである。その背景には商品経済の進展に伴う酒造業の発展や飯米需用の増大などが考えられる。こうして水車による精米・製粉・製油（菜種油）などが「水車稼ぎ」として営業化すると、幕府や諸藩は同一水系における用水供給への支障の有無など取り調べたうえで、運上金を課してその営業を許可するようになった。この制度は明和年間に始まり、運上額は水車の大小と稼ぎ高を参考に決定された。水車稼ぎの形態には個人が經營する場合のほか、複数の所有者が共同經營するものや、村民共有の水車を村内の下層農民に農間稼ぎの場として提供することもあった。いずれにせよ、水車稼ぎは五カ年季を限つて許可されるのが一般的で、年季切替え願い時には運上永が増額されること多かつた。

この文書は文政十一年（一八二八）の文書の上に天保五年（一八三四）時の貼紙があり、勢多郡津久田村の農間水車稼ぎ八人が今後も五年間の水車稼ぎの継続を岩鼻の代官役所に願い出たものであるが、その文言中に運上永の増額を回避しようとする稼ぎ人たちの心情を読みとることができよう。